

感対第640-1号
令和6年11月13日

一般社団法人埼玉県医師会
会長 金井 忠男 様

埼玉県保健医療部長 表 久仁和
(公印省略)

麻疹疑い例における検体採取の協力について（依頼）

感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、令和6年10月以降、麻疹の患者が散発しております。麻疹は感染力が極めて高いことから、感染対策上、早期発見が重要です。

一方、麻疹を症状だけで診断することは困難であり、診断には検査を実施する必要があると認識しております。

県では、麻疹の診断を確定させるための遺伝子検査を行っておりますが、検査結果を評価するためには、適切なタイミングで採取した検体を確保する必要があります。

つきましては、臨床症状から麻疹を疑った時は、まず、保健所に相談していただくとともに、遺伝子検査で必要となる検体の確保に御協力くださるようお願いいたします。

また、このことに係る貴会会員への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 検体採取時期

(1) 遺伝子検査

診断後すぐ（発疹出現後7日以内）

(2) 麻疹特異的IgM抗体検査（ELISA法）

発疹出現後4～28日

2 参考情報

(1) 医師による麻疹届出ガイドライン 第五版（国立感染症研究所ホームページ）

https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/guideline03_20160309.pdf

(2) 麻疹に関する特定感染症予防指針（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf>

担 当：感染症対策課感染症担当

電 話：048-830-7330